

船舶事故調査報告書

令和4年10月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年11月5日 08時12分ごろ
発生場所	北海道松前町 <sup>たてはま</sup> 館浜漁港西方沖 館浜港西防波堤灯台から真方位270°6海里（M）付近 （概位 北緯41°26.7′ 東経139°54.5′）
事故の概要	漁船第二十八 <sup>だいえい</sup> 大栄丸は、東南東進中、また、漁船第十八 <sup>さとし</sup> 聡丸は、船首を南南西方に向けて操業しながら漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年11月10日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第二十八大栄丸、4.0トン HK3-122565（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 第十八聡丸、0.9トン HK3-117274（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船尾ブルワークに割損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期、水温 約18℃ 日出時刻：06時16分ごろ
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、館浜漁港を出港し、同漁港の西方6M付近で、漁場の移動と漂泊しての一本釣り漁を繰り返し、再度漁場の移動をすることとして東南東進を始めた。 A 船は、船長Aが、日出後まだ高度の低い太陽の光と、その海面への反射に眩しさを感じながら目視で見張りを行い、約7ノットの対地速力で航行を続けていたところ、船首方至近にB船を認めて機関を後進としたものの、A船の船首部とB船の右舷船尾部とがほぼ直角に衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、松前町 <sup>さつまえ</sup> 札前漁港を出港し、館浜漁港の西方6M付近で、漁場の移動と漂泊を繰り返しながら一本釣り漁の操業を行っていた。 船長Bは、主機を中立として漂泊し、右舷船尾付近の甲板に立って右舷方を見ながら操業を行い、重さ約10kgの <sup>さつ</sup> たらが針にかかったとき、B船に向かってくるA船に気付いたが、漁獲の確認をしに来るも

	<p>のと思い込み、B船の船首を南南西方に向けて漂泊させたまま、たらを右舷船尾の海面付近に引き寄せることに集中した。</p> <p>船長Bは、たらの引き寄せを終え、舷縁から身を乗り出し、素手でたらを船内に取り込もうとしていたところ、機関音により、A船がB船の至近に迫って来るのを認めた直後、衝撃を感じ、落水して誤嚥性肺炎（海水誤嚥）を負った。</p> <p>船長Bは、本事故時、舷縁から身を乗り出す際に邪魔になるので、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析	<p>A船は、東南東進中、船長Aが、太陽光とその海面反射に眩しさを感じながら目視で見張りを行って航行を続けたことから、B船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を南南西方に向けて操業しながら漂泊中、船長Bが、接近するA船は漁獲を確認しに来るものと思い込み、魚を取り込みながら漂泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が東南東進中、B船が船首を南南西方に向けて操業しながら漂泊中、船長Aが、太陽光とその海面反射に眩しさを感じながら目視で見張りを行って航行を続け、また、船長Bが、接近するA船は漁獲を確認しに来るものと思い込み、魚を取り込みながら漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、太陽光とその海面反射に眩しさを感じた場合はサングラスやつば付きの帽子を使用するなどして眩しさを軽減する措置を採り、視界が良好であっても目視のみではなくレーダー等の航海計器を併用し、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・ 船長は、操業しながら漂泊中に接近する他船を認めた場合、漁獲を確認しに来るものと思い込まず、余裕のある時機に衝突を避けるための措置を講じること。</li> <li>・ 暴露甲板上で作業を行う者は、救命胴衣を外さないこと。</li> </ul>